

協議第 27 号

消防防災の取扱いについて（その 1）

消防防災の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 3 月 1 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

消防防災の取扱いについて

- 1 消防防災のうち下記の熊本市のみの事業については、新市の事業として継続する。
 - ・ 災害備蓄

平成 19 年 3 月 29 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：健康福祉部会

協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	1 災害備蓄
調整方針	新市の事業として継続する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	

市町別内容	<p>災害時における非常用食糧等を市内 21 ヶ所（防災公園、市民センター等）に備蓄しており、定期的に入れ替えを行っている。</p> <p>主な備蓄物</p> <p>非常用食糧 18万食 飲料水 3万本（350ml） 生活物資 毛布、食器セット他 防災資機材 非常用発電機、簡易トイレ他</p> <p>H16 年度実績 3,188 千円 H17 年度実績 8,958 千円 H18 年度予算 8,550 千円</p>	該当なし	合併後は富合町域を含む全市域、全市民を対象として事業を実施する。
-------	--	------	----------------------------------